

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和6年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和5年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長
警視庁地域部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各課長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第210号
令和4年4月7日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

保護業務における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)

新型コロナウイルス感染症対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丙教厚発第35号ほか。以下「官房長通達」という。)において指示がなされているところであるが、引き続き、下記について留意の上、保護業務に従事する職員の感染防止、保護業務の適切な執行等に努められたい。

記

1 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- (1) 保護業務に従事する際は、マスクと手袋の着用、うがい、手洗い及び手指消毒の励行、対人距離の確保等、接触感染や飛沫感染を防止するための基本的な対策を引き続き徹底すること。
- (2) 保護室等の換気装置及び空調設備を適切に使用するほか、被保護者が頻繁に触れる箇所を中心に所要の消毒措置を講じること。
- (3) 被保護者についても状況に応じてマスクの着用を促すこと。

2 体調不良者に対する措置

体調不良を訴える被保護者については、従前どおり必要に応じて適切に医療につなぐほか、できるだけ速やかにその者の家族、知人その他の関係者に通知してその者の引取りについて必要な手配をすることとし、それまでの間の動静監視を徹底すること。

3 被保護者の感染が判明した場合の対応

(1) 保護場所等への対応

被保護者の保護時の状況を確認の上、各種感染防護具、消毒薬等の装備資機材を活用し、出入りした警察施設、車両、行動経路、接触した物品等に対し、所要の消毒措置を行うこと。

(2) 被保護者と濃厚接触した警察職員等に係る対応

被保護者の対応をしていた警察職員等に対する医療上の対応については、官房

長通達で示されているとおり、都道府県の保健衛生部門等の指示を受けるなど、必要な措置を講じること。